



埼玉県報

第 2 4 8 3 号
平成 2 5 年 4 月 1 2 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [平成25年度地籍調査事業計画の決定\(土地水政策課\)](#)
- [埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [平成25年度狩猟免許試験・更新の実施に係る県報登載\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [羽尾表前土地改良区営土地改良事業羽尾表前地区\(基盤整備促進事業\)の換地計画の適否決定及び決定に係る換地計画書の写しの縦覧\(東松山農林振興センター\)](#)
- [手子林第三土地改良区の役員就任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [さいたま都市計画大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [宅地建物取引業法の規定に基づく業務停止処分の公告\(建築安全課\)](#)
- [県道長瀬児玉線の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道長瀬児玉線の供用の開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [平成25年度第1回技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(北第1区\)の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(北第1区\)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(北第1区\)における開票の事務と選挙会の事務の合同\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(北第1区\)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(北第1区\)における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第四百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人森林の営み
- 三 代表者の氏名
松本 治夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡小川町大字能増五百四十八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、小規模山林所有者でサラリーマンや定年退職者または山林を所有しない者に対し、林業を生業とする小規模自伐林業の育成並びに支援を行い、この活動を通じて森林と林業の再生を図り、同時に環境問題にも取り組むべく「伐った木は全て利用する」をモットーに、林地残材等を木質バイオマスへと転化させることで、地球温暖化防止にも寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年四月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人じりつ

三 代表者の氏名

岩上 洋一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目四番二十八号 田口ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者が地域の中で、安心して、自信をもって、自由に生きていくための支援を行うとともに、障がいがあるないにかかわらずお互いを大切に、共に生き、共に成長して、そこで得た新しい自分の力を発揮して、みんなが主役となる地域社会を創造するための事業を行って、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百九十八号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
狭山市	平成二十一年度 平成二十二年 度	地籍図 十六枚 地籍簿 一冊	狭山第四十四 （富士見二丁目 の一部）	平成二十五年 四月八日
狭山市	平成二十二年度 平成二十三年度	地籍図 十六枚 地籍簿 一冊	狭山第四十五 （富士見二丁目 の一部）	平成二十五年 四月八日

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

平成二十五年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	高階第二（大字砂新田、大字下新河岸の各一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
秩父市	大達原第三（大滝の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
秩父市	大達原第四（大滝の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
秩父市	小双里第一（大滝の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第一（大滝の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
飯能市	双柳第三（大字双柳の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
飯能市	双柳第四（大字双柳の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
狭山市	狭山第四十七（富士見二丁目の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
狭山市	狭山第四十八（富士見二丁目の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十二（大谷の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十三（大谷の一部）	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで
越谷市	越谷第十一五計画区（大字下間久里、大字上間久里、大字袋山、千間台東二丁目、千間台東三丁目、千間台東	平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで

四丁目の各一部

告 示

埼玉県告示第五百号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量11,600,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成25年7月1日(月)から平成26年6月30日(月)まで

(4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

(5) 入札方法

入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価(キロワット単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(キロワット時単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の供給期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項の一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- (6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 鈴木 電話048-830-2613（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成25年4月23日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館B01会議室 平成25年5月22日（水）午後1時30分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成25年5月21日（火）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成25年 4 月24日 (水) 午後 3 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から15日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Office including other facilities on the premises of the prefectural government office (estimated kWh: 11,600,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, May 21, 2013

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301
Tel. 048-830-2613

告 示

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに免許申請書の提出期限

免許の区分	期 日	会 場	提出期限
網猟、わな猟、第一種 銃猟、第二種銃猟	平成二十五年八月 三日（土）	鴻巣市文化センタ ー（クレアここの す）	平成二十五年七月 二十九日（月）
網猟、わな猟、第一種 銃猟、第二種銃猟	平成二十五年八月 三十一日（土）	東松山市文化セン ター	平成二十五年八月 二十六日（月）
わな猟	平成二十五年九月 十四日（土）	本庄市民文化会館	平成二十五年九月 九日（月）
わな猟	平成二十六年一月 二十六日（日）	鴻巣市文化センタ ー（クレアここの す）	平成二十六年一月 二十日（月）

ロ 試験の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 受験資格

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 試験当日において満二十歳に達している者

ニ 免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書

- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

○センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

へ 狩猟免許手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

ト 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科 目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する知識 猟具に関する知識 鳥獣に関する知識 鳥獣の保護管理に関する知識
技能試験	網猟免許に係る場合にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに鳥獣の判別能力 わな猟免許に係る場合にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに獣類の判別能力 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に係る場合にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別能力

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に係るものを免除する。

チ 狩猟免許の交付

試験の合格者に対しては、狩猟免許を交付する。

リ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限
平成二十五年七月 六日 (土)	さいたま市民会館いわつき	平成二十五年七月 一日 (月)
平成二十五年七月 十八日 (木)	深谷市花園文化会館 アドニス	平成二十五年七月 十一日 (木)
平成二十五年八月 八日 (木)	秩父地方庁舎	平成二十五年八月 一日 (木)
平成二十五年八月二十二日 (木)	川越南文化会館	平成二十五年八月 十五日 (木)

ロ 適性試験及び講習の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 適性試験及び講習を受ける資格

次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 平成二十五年九月十四日に有効期間が満了となる狩猟免許を受けている者

ニ 免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び

撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受け

ている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受け

ていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に

該当しないことについての医師の診断書

ヘ 狩猟免許更新手数料

二千八百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて納付

すること。

ト 適性試験及び講習の科目

区 分	科 目

	適性試験
講 習	視力 聴力 運動能力 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 鳥獣 鳥獣 鳥獣の保護管理

チ 狩猟免状の交付

講習を受講し、適性試験に合格した者に対しては、狩猟免状を交付する。

リ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

三 免許申請書等の請求

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書は、各環境管理事務所に請求すると。

告 示

埼玉県告示第五百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン西上尾店

埼玉県上尾市大字小敷谷八百九番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前） i s h i m a r u 西上尾店

（変更後） エディオン西上尾店

ハ 変更年月日

平成二十四年九月一日

ニ 届出年月日

平成二十五年三月二十九日

二 縦覧期間

平成二十五年四月十二日から平成二十五年八月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年四月十二日から平成二十五年八月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー志木下宗岡店

埼玉県志木市下宗岡二丁目千九百九十七番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）交通安全対策について

- ・ 近隣に宗岡小学校、宗岡第三小学校があり、来店者が多くなると思われる午後には児童の下校時刻と重なるため、駐車場出入口及び搬入車両専用出入口に交通整理員を配置する等安全確保の徹底を図っていただきたい。
- ・ 秋ヶ瀬橋方面から宮戸橋通りを走行してくる車に対して、右折では駐車場に入れないことから、駐車場進入ルート案内看板を設置し交通渋滞緩和に努めていただきたい。

（二）駐車場・駐輪場について

- ・ 閉店後の駐車場・駐輪場については、青少年の健全育成の観点から青少年のたまり場にならないよう、警備員の巡回など必要な措置を講じていただきたい。

（三）店舗運営について

- ・ 午前九時から午後十時までの営業時間を設定しているので、騒音、照明等に十分配慮するとともに近隣住民から騒音などに関する苦情が発生した場合は、誠意をもって対応し、その解決にあたっていただきたい。
- ・ 健康増進法に基づき、敷地内の全面禁煙にご協力いただきたい。全面禁煙が難しい場合は、不特定多数の者がたばこの煙の曝露を受けるおそれがあることから、受動喫煙防止の推進に特段のご配慮をいただきたい。
- ・ 社員の採用にあたっては、常勤・パートにかかわらず、「ジョブスポットしき」を通じて、地元からの採用に留意していただきたい。
- ・ 学校の課外学習にご協力いただきたい。
- ・ 志木市の商工業の振興を図る観点から、志木市商工会と連携・協力を図

っていただきたい。

(四) 防災対策への協力について

- ・ 災害の発生またはそのおそれがある場合には、地域住民の自動車退避場所として駐車場内の一部利用について協力をいただきたい。
- ・ 市と防災協定を締結し、大規模災害発生時には、店舗で取扱う範囲の物資提供についてご協力いただきたい。

(五) 廃棄物の減量化及び資源化への協力について

- ・ 事業系ごみについては、許可事業者による適正な処理はもとより、分別を徹底し、ごみの減量化及び資源化に努めていただきたい。
- ・ 市が実施している四R（リフューズ・・ごみになるものは断ります、リデュース・・ごみを減らします、リユース・・再使用します、リサイクル・・再資源化します）推進に基づき、マイバック持参、レジ袋辞退運動にご協力いただきたい。

二 縦覧期間

平成二十五年四月十二日から平成二十五年五月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定により、羽尾表前土地改良区営土地改良事業羽尾表前地区（基盤整備促進事業）の換地計画を平成二十五年三月二十九日適当と決定したので、同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十五年四月十二日から

平成二十五年五月十五日まで

二 縦覧場所

滑川町役場

告 示

埼玉県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	増 田 利 夫	埼玉県羽生市大字中手子林百五十九番地五

告 示

埼玉県告示第五百六号

さいたま市からさいたま都市計画大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十五年四月九日付で、次のとおり処分した。

平成二十五年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあって は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
株式会社 旭ホーム ズ	代表取締役大崎勝 一	埼玉県戸田市 新曽百八十七 番地二	平成二十五年四月十九 日から五月十八日まで 三十日間の業務の全部 停止

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年四月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋

剛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
上間瀬二〇一四番一地先まで	本庄市児玉町小平字上間瀬一九八 二番八地先から同市児玉町小平字	区 間
二八・〇〇	一三・八〇 }	敷地の幅員 (メートル)
五〇六・三五		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年四月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋

剛

路線名	長瀬児玉線
供用開始の区間	本庄市児玉町小平字上間瀬一 九八二番八地先から同市児玉 町小平字上間瀬二〇一四番一 地先まで（ただし、関係図面に 表示する部分に限る。）
供用開始の期日	平成二十五年四月十二日
備考	平成二十五年四月十二日埼玉県 本庄県土整備事務所長告示第六 号で告示した道路予定区域の一 部供用開始である。 延長五〇六・三五メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年二月十四日

指令川建セ第二三 一一四 号

二 検査済証番号

平成二十五年四月九日

川建セ第二四 一四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字奈良梨字反町一二三番二三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字富田三四九六番地五 メゾンイチエ203

鈴木 匠・鈴木 殊代

告 示

埼玉県公安委員会告示第64号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成25年4月12日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成25年5月14日(火)及び5月15日(水)

イ 技能審査

平成25年5月25日(土)、5月28日(火)、5月29日(水)、5月30日(木)及び5月31日(金)

ウ 面接審査

平成25年5月25日(土)、6月5日(水)、6月6日(木)及び6月7日(金)

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成25年4月12日(金)から4月26日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書(規則別記様式第1号)を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告 示

埼玉県選管告示第三十一号

埼玉県議会議員補欠選挙（北第一区）を次により行う。

平成二十五年四月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 選挙期日 平成二十五年四月二十一日

二 選挙すべき議員数 一人

告 示

埼玉県選管告示第三十二号

平成二十五年四月二十一日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第一区）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十五年四月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

選挙長

埼玉県秩父市大滝六百四十一番地

山口 泰 廣

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県秩父市上宮地町三十三番二十九号

石川 光 子

告 示

埼玉県選管告示第三十三号

平成二十五年四月二十一日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第一区）における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十五年四月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

告 示

埼玉県選管告示第三十四号

平成二十五年四月二十一日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第一区）につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年四月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十五年四月十二日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第三十五号

平成二十五年四月二十一日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第一区）における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十五年四月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

八、四八八、二〇〇円